

**第 54 期（令和 5 年度）熊本地方最低賃金審議会  
第 4 回 本審 議事録**

1 日 時 令和 5 年 8 月 30 日（水） 9 時 30 分～10 時 30 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、森口委員

（労働者代表委員） 猿渡委員、西委員、花岡委員、森田委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、坂本委員、原委員、山下委員

（熊本労働局）新田労働局長 【事務局】東労働基準部長、柴田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （ 1 ） 熊本地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について  
（ 諮問・審議・答申 ）
- （ 2 ） 熊本県最低賃金専門部会の廃止について
- （ 3 ） 最低賃金法第 21 条の規定に基づく建議について
- （ 4 ） その他

5 議事内容

指導官

定刻となりましたので、ただいまから、第 54 期（令和 5 年度）第 4 回熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

熊本地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により、会議は原則として公開することとなっております。事務局では、傍聴希望者を公示いたしておりましたところ、本日は 4 名の方から傍聴の申し込みがありましたので、御案内申し上げます。

なお、本日の審議会は、傍聴とは別に、取材のため、報道機関の方がお見えでございます。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、委員の皆様方御協力をお願いいたします。

それでは、今後の議事進行を倉田会長をお願いいたします。会長よろしくをお願いいたします。

会長

皆様、おはようございます。

本日は、私どもが行いました答申に対しまして2件の異議申出の提出が行われていると伺っております。私どもはこの異議を真摯に受け止めまして、この場で再度協議をさせていただきたいと思っております。

本日も御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定足数の報告を事務局からお願いいたします。

指導官

本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名で、委員総数15名中13名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項（委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席）の、定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

会長

それでは議事に入ります。

熊本県最低賃金の改正決定につきまして、令和5年8月14日に答申をいたしました。この答申に伴い熊本労働局長が「熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示」を行ったところ、令和5年8月22日付けで熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会から熊本労働局長宛てに異議申出書の提出がありました。この申出につきまして、熊本労働局長は当審議会に対して意見を求めたいとのことです。

熊本労働局長お願いいたします。

局長

諮問します。

熊労発基 0830 第2号  
令和5年8月30日

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長  
新田 峰雄

熊本地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

( 諮問文手交 )

指導官            それでは恐れ入りますが、マスコミの皆様はここで一旦退室をお願いいたします。結果が出ましたら再度お声掛けいたします。

会長                それでは、審議を始めたいと思います。  
お手元に資料 1 及び資料 2 を御用意ください。  
まず、事務局から異議申出の内容についての説明をお願いいたします。

室長                異議申出につきまして説明いたします。資料をご覧ください。  
資料 1 は、令和 5 年 8 月 22 日付けで熊本県労働組合総連合から提出された異議申出書で、資料 2 は、同じく 8 月 22 日付けで熊本県医療介護福祉労働組合連合会から提出された異議申出書でございます。

まず、資料 1 の熊本県労働組合総連合から提出された異議申出書について、内容を要約して説明します。

中央最低賃金審議会が、全国一律制にむけて 3 ランク制に改められたにもかかわらず、目安は格差ありきで、是正は地方任せという額であり看過できない。熊本地方最低賃金審議会でも過去最高額の引き上げということと、目安を大きく上回る改定額を答申したことに対しては一定の評価をする。しかし、898 円という改定額は私たちが求める他の先進国並みの 1,500 円には程遠い水準であり、時給 898 円では月収 13 万 4,700 円、年収 161 万円程度で、「人間らしく暮らせる賃金」からは大きくかけ離れ、地域間格差が大きい現在の最賃制度が都市部への人口流出に拍車をかけていることも事実である。加えて、わが国では、最賃制度が導入されて以来、最低賃金の引上げ額を審議する際は、企業の「支払い能力論」に縛られているということも問題である。すでに熊本地方最低賃金審議会として、国に中小企業の支援策の強化を求められているが、引き続き議論し、社会保険料や消費税の減免、大企業と公正に取引できるルール作りなどを国の義務として行っていただくよう求めてほしい。コロナ禍と物価高騰を乗り越え、格差と貧困を解消するためにも、全国一律の最低賃金 1,500 円の実現に向けて再審議していただくことを強く要望する。

続きまして、資料 2 をご覧ください。

熊本県医療介護福祉労働組合連合会から提出された異議申出書について、こちらにも内容を要約して説明します。

コロナ禍、物価高騰などの影響が続く中、45 円の引上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々の御尽力には敬意を表する。しかし、答申された金額では、月に 150 時間働いたとしても 134,700 円、年 1,800 時間働いて 161 万円程度にしかならず、今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ない。医療・介護への十分な補償制度もなく、物価高の

影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考える。全労連と地方組織は、全国で「最低生計費資産調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきた。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきである。地域に根付いた産業である医療・介護職は、働く県によって初任給月額額の格差が8～9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考える。以上、改正答申は、このまま認めることはできない。再審議し、上積みを行うことを求める。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1,500円は必要であり、一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げ額を議論すべき。これらの引上げ額の判断基準について、改めて審議してほしい。

以上が異議申出の内容説明でございます。なお、令和5年8月10日付けで熊本県弁護士会長から送付されました熊本最低賃金審議会宛ての「最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度の実施及び実効的な中小企業支援を求める会長声明」及び2023年8月9日日本民主青年同盟熊本県委員会から提出されました「最低賃金額の1500円への引き上げを求める要請書」が提出されていますので、御確認をお願いいたします。

私からは以上です。

会長 ただいまの、異議申出書及び事務局からの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

委員全員 （質問なし）

会長 それでは御質問がないようですので、この後、労使それぞれから異議の内容に関しまして御意見をお聴きすることとしますので、その前に労使それぞれ個別協議をお願いできればと思います。個別協議が終了しましたら、その後、公使協議、続いて公労協議をさせていただきたいと存じます。その上で、労働者側委員、使用者側委員の意見をとりまとめ、審議会といたしまして熊本労働局長に答申させていただければと思います。

個別協議の控室ですが、使用者側委員におかれましては9階基準部長室でお願いいたします。労働者側委員は9階小会議室を準備しております。

それぞれ時間は20分ほどでよろしいでしょうか。

公使協議につきましては、使側委員の個別協議の終了後、公益委員が使側の控室に伺いまして公使協議をさせていただきたいと思います。それが終わりましたら、労働者側の控室に公益委員がお伺いいたしまして、公労

協議をさせていただきたいと思いますので、そのまま控室でお待ちください。

それでは協議をよろしく願いいたします。

(労使個別協議、公使協議、公労協議)

会長                   それでは審議を再開させていただきたいと思います。まず使側から御意見をお願いします。

岩永委員            使側で話し合いましたが、例年でしたら4回から5回の専門部会を経て、決めていたところですが、今年はいろんな状況などを鑑みまして過去最大と思いますが、6回の専門部会を経て出した結論でした。当初から私どもとしましては、中央最低賃金審議会が出した39円という目安に対してもかなりびっくりしていたところですが、それでもお互いに、労働者側の意見、私どもの意見を出し合ひまして、最終的に我々使用者側といたしましては不本意ではございますが、45円という39円よりも6円上回る結果になりました。

私どもはかねてから、最低賃金と通常の賃金を一緒にするのはどうかと申し上げておりました、上げられるところはもっともって上げていただきたい、ただ、上げたくても上げることができない事業者はかなりありますので、その辺を考えていただきたいと申し上げてきました。

この45円プラスの898円という数字に対しても、残念ながら賛成できないということで表明させていただきましたけれども、審議会としてそういう金額に決まったということです。

従いまして、今回、異議が出されておりますが、1,500円を目指すという事自体に異論はございませんけれども、それを今年であるとか来年であるとか、急激にそこまでもっていくのはかなり厳しいのではないかなと、今回の再審議は難しいということで意見が一致したところです。

以上です。

会長                   ありがとうございます。

結論だけ確認させていただきますと、再審議というのはちょっと難しいというのが使側からの御意見ということでした。

次に労側の御意見を願いいたします。

山本委員            おはようございます。私からお話をさせていただきたいと思います。

今回の異議申出書では、再審議を求めるという内容でございましたが、労側といたしましては、その必要性はなしと考えています。

コメントを申し上げたいと思います。最低賃金審議会では、公労使の三

者によって、賃金、生計費、支払い能力を見ながら、あるべき最低賃金がどうなのか論議をしてきたと思っています。

今回もかなりの審議を行い、労側として主張もさせていただきましたし、その審議も尽くしてきたと思っています。その際、労側として考えてきましたのは、憲法でいうところの生存権であったり、あるいは最低賃金法にある労働者の生活の安定に資するという考え方とあわせて、連合独自のリビングウェイジ調査、研究させていただいた金額などもお示ししながら、論議をさせていただいたと思っています。

今回の 898 円という数字につきましては、それらを含めて審議してきた結果に導き出された水準とっておりますので、その金額は受け止めていますし、そのことを当事者として否定することはできません。ただ、私ども労側としましても、今回の答申水準をもって先ほど言った労働者の皆さん方の生活が安定するのか、生存権として十分なのか。その水準に至っているとは思っていません。たしかに今回の異議申し出で書かれている内容、多くの部分は同感できるものとは思っていますが、審議を尽くした結果としての 898 円と考えております。

もう少しお話しすると、格差の問題、これも私ども労側としても課題認識としては、かなり強く持っています。先ほどの岩永委員からの話と逆になるかもしれませんが、この審議会は、給与水準をやり取りするという、個社別の給与を論議するという話ではなくて、あくまでも最低賃金をどうするのかを審議する場と思っています。例えば東京の会社の従業員給料の水準と、熊本の地場企業や中小企業の水準を比べて、会社の経営状況によっては熊本のほうが高かったり、東京のほうが低いということも当然あるわけです。個社ごとの給与水準もこの審議会で論議するというのではなくて、あくまでも最低賃金ですから、労働の価値という観点からも、現状ある最低賃金の格差が当たり前というふうには私どもも思っていませんし、格差の是正には努めなければということも織り込んで論議をさせていただいたと思っています。

問題は、異議申出書にも書かれておりましたが、中小企業の皆さん方の最低賃金、あるいは月例賃金を引き上げることを可能とするためのいろんな制度や助成金、補助金など、そういう仕組みをもって働く人達の生活をしっかりと支えていく。このことは極めて重要だろうと思っています。例えば、助成金が出ても、その助成金が働いている人たちに渡らなければこれはしょうがない話で、企業努力を行った上で求めることが前提になるとは思いますが、助成金が、直接的に働いてる人達の生活に直結するような制度、こういったものがやっぱり必要だろうと思っています。

申し上げたとおり、異議申出書について、すべてを否定するつもりはございませんが、審議結果として、今回の水準については再審議の必要性なし、と考えるものです。以上です。

会長

ありがとうございます。

今、労使からそれぞれ異議申出につきまして、御意見を承りました。

それでは、今の労使の双方の御意見をもとに、公益の見解を出させていた  
ただきたいと思いますが、先ほど既に労使の個別協議の後で、打ち合わせ  
をさせていただいておりますので、このまま公益の見解を出させていた  
だくという流れでよろしいでしょうか。

委員全員

(異議なし)

会長

それでは、公益の見解を申し上げさせていただきます。

まず、結論といたしましては、今回の結果というのは、例年を回数的に  
も超過しました真摯な議論の結果という事もあり、また審議の中で、労側  
は労働者の生活というものに寄り添った議論というのを行い出された結果  
であるということ、それから使側といたしましては、企業の二極化が進む  
中で、とりわけ中小事業主にとっては厳しい結論であるという認識に基づ  
いて、採決に応じて出された結果であるということで、共に、さらに上乘  
せを行うための審議は必要がない、という事でございます。

今回の異議申出の文章の中では、地方任せという点が課題として1点で  
述べられております。これにつきましては、現在の地域別最低賃金制度の  
仕組みに因るところがあるのではないかと考えられますが、当然、そのこ  
との結果として生じる地域間格差の是正というものについての問題認識は  
当審議会も共通で持っております。ただ、そのような中、本県におきまし  
ては今年度の目安、Aランクとの格差である2円は少なくとも埋めなけれ  
ばということで、プラス6円という形で金額的にそれを埋める努力は行い  
まして、地域間格差を是正する努力は行いました。また、事業主の支払い  
能力に縛られた議論という御指摘もあったかと思いますが、この点につき  
ましては、先ほど労使の見解の中でも少し触れられておりましたが、最低  
賃金法の9条第2項の3要素、労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払  
い能力というものを考慮するということが法律でも求められておりますの  
で、当然考慮要素として含むべき事由かと思えます。ただし、今年度は御  
存知のとおり、特に中央最低賃金審議会の目安額の算出におきましては、  
消費者物価指数ということで、3要素の中でもとりわけ労働者の生計費に  
着目した目安というのが出されておりました、本審議会におきましても、  
この点に十分な配慮を行い、とりわけ労働者の生計費というものに着目し  
た議論を行ったところでございます。従いまして、御指摘にありました事  
業主の支払い能力に縛られた議論、というわけでは必ずしもなかったとい  
うことを御理解いただくと大変ありがたいと考えております。

結論といたしましては、審議会として今回の異議申出には応じることが

できないということでございます。

ただし、労使共に御意見がありましたとおり、人として生活するために必要な金額というのが求められるという点に異論はございません。また、本審議会といたしまして、賃金を引き上げるための環境整備等の政策的な課題につきましては、この異議の申立書の中にある内容と共通する思いはございます。今後、賃金引上げに係る政策的な課題については、審議会としても皆様と一緒に声を上げて参りたいと思っておりますので、この点も併せて、お願いできればと存じます。

以上、ここまでで公益見解とさせていただければと存じます。

今の公益見解について、あるいは労使それぞれからの御意見につきまして、何か御質問等があればお願いいたします。

委員全員 (質問なし)

会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは答申文として取りまとめをお願いしたいと思いますので、事務局は答申文(案)の準備をお願いします。

(答申文(案)準備)

会長 皆様お手元に答申文(案)は配布されましたでしょうか。

それでは事務局は答申文(案)の朗読をお願いします。

指導官 朗読します。

(案)

熊賃審発第 12 号

令和 5 年 8 月 30 日

熊本労働局長  
新田 峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和 5 年 8 月 30 日貴職から、令和 5 年 8 月 14 日付け熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会からの異議申出について意見を求めら

れたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月14日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

会長                   ありがとうございます。  
                          ただいまの答申文(案)につきまして、皆様から何か御意見はございませんでしょうか。

委員全員           (異議なし)

会長                   よろしいでしょうか。ありがとうございます。  
                          それでは御了承いただけましたので、委員の皆様は答申文(案)の(案)をお取りください。この後、正式な文章を作成し、局長に答申することといたします。  
                          事務局は準備をお願いいたします。

(答申文準備)  
(マスコミ入室)

指導官               それでは、熊本労働局長から意見を求められた異議の申出につきまして、審議会長が答申を行います。  
                          会長、お願いします。

会長                   それでは、答申します。

熊賃審発第 12 号  
令和5年8月30日

熊本労働局長  
新田 峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和5年8月30日貴職から、令和5年8月14日付け熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月14日付け答申どおり決定することが適当である。

よろしく願いいたします。

(答申文手交)

指導官            それでは、新田労働局長から一言、挨拶を申し上げます。  
局長、お願いします

局長              ただいま、倉田会長から答申されたところでございます。  
皆様におかれましては、長い間の真摯な審議を行っていただきまして、誠にありがとうございました。当局といたしましては、この答申を基に速やかに改正決定を行うとともに、早期の発効に向けて官報公示などの手続きを進めてまいりたいと思っております。  
加えて、この新しく決定する最低賃金につきまして、周知についても準備を進めてまいりたいと思っておりますので、委員各位におかれましては引き続き御協力いただければと思います。  
ありがとうございました。

会長              それでは、「熊本地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について」の審議はこれで終了します。

指導官            それでは恐れ入りますが、マスコミの皆様はここで一旦退室をお願いいたします。この後建議を予定していますので、その際お声掛けいたします。

会長              それでは、2番目の議題に入ります。  
地域別最低賃金に係る「熊本県最低賃金専門部会の廃止について」です。先程、8月14日付け熊本県最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について、労働局長に対して答申をいたしましたので、熊本県最低賃金専門部会の任務が終了しました。よって、熊本県最低賃金専門部会を廃止させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

会長 ありがとうございます。それでは、熊本県最低賃金専門部会の廃止が議決されました。

次に3番目の議題に入ります。8月14日の熊本県最低賃金の改正決定を答申した際に、企業が最低賃金の引上げに対応するための支援施策等の実施に関する提案がありましたので、最低賃金法第21条の規定により、当審議会といたしまして熊本労働局長に建議を行いたいと思います。

まず、建議について事務局から説明をお願いいたします。

室長 最低賃金法第21条に基づく建議について説明いたします。最低賃金法第21条には、「地方最低賃金審議会は、最低賃金の調査審議に関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる」と規定されております。今回の調査審議の中で、企業が最低賃金の引上げに対応するための支援施策に関する要望がありました。建議につきましては、平成28年の熊本地震の際、また、令和元年、令和2年、令和4年にも提出されております。令和3年度は、答申文の中に中小企業に対する支援策に関する要望が盛り込まれています。

以上です。

会長 ありがとうございます。

建議書につきましては、事前に皆様方から御意見をいただきまして、本日、建議書(案)として皆様のお手元にお配りしております。皆様、確認をお願いいたします。

それでは、事務局は、建議書(案)の朗読をお願いいたします。

指導官 それでは朗読します。

(案)

熊賃審発第13号  
令和5年8月30日

熊本労働局長  
新田 峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世

最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策の拡充等について(建議)

今年度の地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであった。中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、国、県、経済団体、労働団体が相互に連携しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう、当審議会は標記に関し、下記のとおり、最低賃金法第21条の規定に基づき、建議する。

## 記

### 1 生産性向上の支援の拡充

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。

また、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の大幅な拡充を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

### 2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備

中小企業・小規模事業者の賃金引上げの実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

### 3 価格転嫁対策の取組強化

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁

円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

以上です。

会長                    ありがとうございます。  
                          それでは、この建議書(案)につきまして、皆様から御意見があればお願い致します。  
                          原委員どうぞ。

原委員                中身に関してはよろしいかと思いますが、1行目が「今年度の地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は」という始まりになってますが、現時点では目安の段階ではなく、既に決定した段階ですので、ここは例えば「今年度の熊本地方最低賃金額改正額の引上げ額は」などと変えた方が分かりやすいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

会長                    目安額ではなく決定された額なので、目安を取るという形ですか。

原委員                取るということと、地域別というところを熊本に変えてもいいのかなと思いました。  
                          地域別はこだわりますが、目安のことをいう段階ではないのかなと思いました。

会長                    これに関しましては、中央最低賃金審議会が出す目安額自体の段階においても考慮してほしい、ということを含んでいるのかなと私は理解していましたが。  
                          はい、山本委員どうぞ。

山本委員             まずは、会長がおっしゃったように、一つは「目安額のことについても」ということであればこの書き方でいいと思います。もう一つは、「熊本県の審議会としての引上げ額が」ということにするとすれば、審議会として、私たち自身が答申を出しているわけですので、文中の「賃金支払能力の点で厳しいものであった。」という文章は「賃金支払能力の点で厳しいものと想定される。」などとしたほうが適切かなと思います。私たちが答申した額を私たち自身が否定するような印象を感じました。  
                          以上です。

会長                    ありがとうございます。  
坂本委員どうぞ。

坂本委員              熊本地方最低賃金審議会としての建議ということからすると「審議会で決定した金額はこうでした」という認識を示すべきなのかなと思います。引上げ額が厳しいものであるという認識は皆さん持っていただけていると思います。といいますのも、目安額を示した中央最低賃金審議会が、目安額の39円は厳しいと言っていますし、さらに6円プラスして45円という額を出していますので、厳しいものであると言わざるを得ないと思います。それらを含めて我々は決めたので、我々は、その責任を負いますよという覚悟は必要だと思います。

熊本地方最低賃金審議会としての決定はこうでしたというものをまずは示して、だからこのような施策を要望するという文章の構成がよろしいかと思えます。

会長                    そういたしますと、文章の書き出しですが、これを目安ではなく「熊本県最低賃金改正の引上げ額」に修正するというところでよろしいでしょうか。

委員全員              （異議なし）

会長                    それではその個所を訂正いたします。その上でこの文章の最後のところですが、厳しいというのはある程度主観的な評価も入ってくる可能性もありますし、客観的に厳しいかどうかということ、この場ですぐにデータを基に、審議会として評価することも難しいと思われれます。ここは申し訳ありませんが、使側に御理解を頂ければ「厳しいものとなることが想定される。」という文末に修正させていただければと存じます。

皆様、特に使側の皆様よろしいでしょうか。

委員全員              （異議なし）

会長                    ありがとうございます。

そういたしましたら、冒頭の文章に関しましては今申し上げたように修正をお願いします。それ以外に、御質問ありますか。

坂本委員どうぞ。

坂本委員              1番目の生産性向上の支援の拡充の文中の「また、」のところからですが、熊本地方最低賃金審議会という話であれば、ここで想定されている「最低賃金が相対的に低い地域」というのは、私が審議会当初に、熊本県内でも賃金レベルが大分違いますよと言いましたが、最低賃金というよりは賃

金が相対的に低い地域に対して「最低賃金についていくのが非常に難しいところには重点的に支援をお願いします。」という意味で受け取りましたが、そういう認識でよろしいでしょうか。

また、そういう認識でよろしいのであれば、最低賃金が相対的に低い地域となると、熊本県内の最低賃金額は一律なので表現をどうすればいいのかなという疑問があります。

会長 認識としては、全都道府県の中で相対的に低い地域ということと、熊本県内でも一部の地域については賃金が低いというお話がデータのにはありましたが、実際の賃金水準だけを見ると、そこまでの開きもないというような話も後からありましたので。

坂本委員 それでは、これは国に対して熊本県は最低賃金が低いので、最低賃金が相対的に低い所には支援を充実してほしい、という国に対する要望ということで受け止めればよろしいですね。

会長 はい、私もそういうふうに理解しています。  
皆様の認識も同じでよろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

会長 それでは、この部分については特に修正等は必要ないということによろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

会長 ありがとうございます。  
他の委員の皆様は、他の箇所につきましてはいかがでございましょうか。

委員全員 (意見なし)

会長 この建議につきましては、あくまでも熊本労働局長に対する建議ということで御理解を頂ければと存じます。熊本県知事に対する要望書というのは別途、文案も含めて作成を検討させていただきたいと思いますので、熊本県の独自の話を盛り込む必要があるということであれば、熊本県知事への要望書の方に反映させるということも、一つの考えとしてはありうると思います。

ほかの部分についてはよろしいでしょうか。御意見がなければ、冒頭の文章の修正をしていただきまして、建議の作成をお願いしたいと思います。

事務局は正式な建議及び（写）の作成をお願いいたします。

（建議作成）

会長                    それでは、修正されたものが来ましたので、修正箇所だけ確認のために読み上げます。お手元に配られた（写）を確認してください。

「今年度の熊本県最低賃金改正の引上げ額は、」というところ、最後の「賃金支払能力の点で厳しいものとなることが想定される。」というところ、御確認いただけましたでしょうか。

委員全員            （確認後、異議なし）

会長                    それでは御承認いただけたということで、熊本労働局長に建議をさせていただければと思います。

（マスコミ入室）

指導官                それでは、熊本地方最低賃金審議会会長から熊本労働局長に建議を行います。

会長をお願いします。

会長

熊賃審発第 13 号  
令和 5 年 8 月 30 日

熊本労働局長  
新田 峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世

最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策の拡充等について（建議）

今年度の熊本県最低賃金改正の引上げ額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものとなることが想定される。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性

については、労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、国、県、経済団体、労働団体が相互に連携しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう、当審議会は標記に関し、下記のとおり、最低賃金法第 21 条の規定に基づき、建議する。

## 記

### 1 生産性向上の支援の拡充

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。

また、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の大幅な拡充を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

### 2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備

中小企業・小規模事業者の賃金引上げの実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

### 3 価格転嫁対策の取組強化

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和 3 年 12 月)・「改正振興基準」(令和 4 年 7 月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

以上です。

よろしく申し上げます。

( 建議書手交 )

指導官            それでは、恐れ入りますが、マスコミの皆様の撮影及び録音はここまでとさせていただきます。今後とも最低賃金の周知広報等に御協力をお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

会長                これで本日予定していた議事のすべてを審議していただきましたが、特定最低賃金専門部会等の審議日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

室長                8月14日の第3回本審におきまして、特定最低賃金の改正決定についての諮問が行われましたので、法令の規定により、特定最低賃金専門部会を設置することになります。

                      そのため労使の専門部会委員の推薦公示を、8月14日から8月29日(火)まで行いました。9月上旬には専門部会委員の任命を熊本労働局長が行う予定です。特定最低賃金専門部会の審議につきましては、9月中旬から10月中旬まで、今年度は2部会(電機、輸送)開催し、例年どおりの12月15日(金)発効とする場合は、10月16日(月)までに結審していただく必要があります。そこで今年度は、第5回本審を10月16日(月)に開催し、特定最低賃金の改正決定の答申を行う予定としています。開催場所につきましては、A棟10階大会議室を予定しております。9月中旬から10月上旬に開催されます、特定最低賃金専門部会の日程調整につきましては、労使それぞれの委員から御推薦をいただいておりますので、専門部会委員任命後に委員の皆様宛てに日程の調整をさせていただきますのでよろしく願いいたします。私からは以上です。

会長                今の事務局からの御説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

委員全員            ( 質問なし )

会長                よろしいですか。それでは、特定最低賃金の方でも皆様には御世話になるかと思いますが、日程調整等どうぞ御協力をよろしく申し上げます。

                      それでは、最後になりますが、本日の議事録及び資料の公開の有無についてですが、議事録及び資料につきましては、公開ということによろしいでしょうか。

委員全員           （異議なし）

会長                それでは、議事録及び資料につきましては、公開といたします。以上で、本日の審議を終了したいと思います。大変お忙しい中、御協力をありがとうございました。